

奈良市公報

号外第15号

平成21年 9月25日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 2

規 則

- 奈良市税減免規則…………… 2
- 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則… 5
- 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6
- 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則… 6
- 奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… 6
- 奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則…………… 6
- 奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則…………… 7
- 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 7
- 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

告 示

- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 議会臨時会の招集…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者からの変更の届出………… 8
- 地縁による団体の認可…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 督促状の公示送達…………… 9
- 道路の位置指定……………10
- 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示……………10
- 放置自転車等の保管（2件）……………10
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………11
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………11

- 奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示……………12
- 奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示……………12
- 放置自転車等の保管（3件）……………13
- 平成21年度国民健康保険料の保険料率の決定……………13
- 平成21年度国民健康保険料の減額の額の決定……………14
- 議会定例会の招集……………14
- 平成21年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の要領……………14
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………16

訓 令 甲

- 奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令……………16

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………16
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………17

教 育 委 員 会

- 奈良市立認定こども園幼稚園運営委員会設置要綱…………17

選 挙 管 理 委 員 会

- 奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日等……………17

農 業 委 員 会

- 農政部会の招集……………17

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示……………18

条 例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第28号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市

条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

8 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」と、とあるのは、「100分の145」と、とする。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」と、とあるのは、「100分の145」と、とする。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」と、とあるのは、「100分の145」と、とする。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」と、とあるのは、「100分の145」と、とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第29号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

18 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定の適用については、第24条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第25条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

規 則

奈良市税減免規則をここに公布する。

平成21年5月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第43号

奈良市税減免規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)第47条第1項第1号から第4号まで、第79条第1項第1号、第97条第1項第1号及び第157条第1項(特別の事情がある者に限る。)に基づく市税の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免及びその割合)

第2条 条例第47条第1項第1号に該当する者のうち市長において減免の必要があると認める者は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「生活保護等」という。)を受けている者とし、これらの者に係る市民税は、免除する。

第3条 条例第47条第1項第2号に該当する者のうち市長において減免の必要があると認める者は、次のいずれにも該当する者で、徴収を猶予してもなお市民税の全額を納付することが困難であると認められるものとする。

(1) 賦課期日の属する年の前年(以下「前年」という。)

中の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35

条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が400万円以下である者

- (2) 勤務先の倒産、事業の廃業又は本人の意思に反した勤務先の都合による解雇によって職を失ったことにより、当該年中の合計所得金額の見込額と所得税法（昭和40年法律第33号）その他の法令の規定により非課税となる所得の見込額との合計額が前年中の合計所得金額の2分の1以下となると認められる者

2 前項に定める者に係る市民税については、市民税の所得割の額に、次の各号に掲げる前年中の合計所得金額の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額を減額する。

- (1) 100万円以下の金額 100分の80
(2) 100万円を超え200万円以下の金額 100分の60
(3) 200万円を超え300万円以下の金額 100分の40
(4) 300万円を超え400万円以下の金額 100分の20

第4条 条例第47条第1項第3号に該当する者のうち市長において減免の必要があると認める者は、次のいずれにも該当する者で、徴収を猶予してもなお市民税の全額を納付することが困難であると認められるものとする。

- (1) 前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者
(2) その者が現に居住し、その者（その者の控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）が所有する住宅及びそれに係る家財について、災害によりその価格の2分の1以上の損害（保険金、損害賠償金等により補てんされるべきものを除く。）を受けた者

2 前項に定める者に係る市民税については、市民税の所得割の額に、次の各号に掲げる前年中の合計所得金額の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額を減額する。

- (1) 500万円以下の金額 100分の100
(2) 500万円を超え750万円以下の金額 100分の50
(3) 750万円を超え1,000万円以下の金額 100分の25

第5条 条例第47条第1項第4号に該当する者のうち市長において減免の必要があると認める者は、所得税法第2条第1項第32号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ、前年に法第314条の2第1項第9号に規定する勤労学生である所得割の納税義務者に該当する者としての所得控除を認められたものであって、徴収を猶予してもなお市民税の全額を納付することが困難であると認められる者とし、これらの者に係る市民税については、市民税の所得割の額に2分の1を乗じた額を減額する。

（固定資産税の免除）

第6条 条例第79条第1項第1号に該当する固定資産のうち市長において減免の必要があると認めるものは、次に掲げる者の所有する固定資産とし、その所有者に対して

課する固定資産税は、免除する。

- (1) 生活保護等を受けている者
(2) 所得税法第35条第3項に規定する公的年金等の支払を受けている者で、次のいずれにも該当するもの
ア 同居の世帯員全員の収入の合計額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定された本市における生活保護基準の額に準ずると認められる額を超えないこと。
イ 世帯員全員が現に居住の用に供している固定資産以外に固定資産（非課税となる固定資産を除く。）を有していないこと。
ウ その所有する固定資産に抵当権が設定されていない者であること。

（軽自動車税の免除）

第7条 条例第97条第1項に該当する軽自動車等に対する軽自動車税は、免除する。

2 前項の場合における条例第97条第1項第1号の身体障害者は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者」という。）であって、次のいずれかに該当する者

ア 軽自動車等（条例第88条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）が身体障害者本人に運転される場合にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する級別による。イにおいて同じ。）に該当する障害を有する者

イ 軽自動車等が専ら当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者により運転される場合又は軽自動車等が専ら当該身体障害者（身体障害者、次号に規定する戦傷病者又は次項に規定する精神障害者のみで構成される世帯の者に限る。）のためにこの者を常時介護している者により運転される場合にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別	
	身体障害者本人が軽自動車等を運転する場合	身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者が軽自動車等を運転する場合
視覚障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3級	3級

音声機能障害	3級（いん頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	1級及び3級
小腸の機能障害	1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの（以下「戦傷病者」という。）であって、次のいずれかに該当する者

ア 軽自動車等が戦傷病者本人に運転される場合にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる重度障害の程度及び障害の程度（恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する重度障害ノ程度及び同表第1号表ノ3に規定する障害ノ程度による。イにおいて同じ。）に該当する障害を有する者

イ 軽自動車等が専ら当該戦傷病者のために当該戦傷病者と生計を一にする者により運転される場合又は専ら当該戦傷病者（身体障害者、戦傷病者又は次項に規定する精神障害者のみで構成される世帯の者に限る。）のためにこの者を常時介護している者により運転される場合にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度及び障害の程度に該当する障害を有する者

	重度障害の程度及び障害の程度
--	----------------

障害の区分	戦傷病者本人が軽自動車等を運転する場合	戦傷病者と生計を一にする者又は戦傷病者を常時介護する者が軽自動車等を運転する場合
視覚障害	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各級（いん頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各級
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各級
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級

3 第1項の場合における条例第97条第1項第1号に規定する精神障害者は、次に掲げるものとする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法（平成17年法律第12号）第54条第3項に規定する医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25

年政令第155号) 第6条第3項に規定する障害等級1級の障害を有するもの

- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳の障害の程度が重度「A」の判定を受けたもの
(事業所税の減免及びその割合)

第8条 条例第157条第1項の特別の事情がある者は、次の各号に掲げる施設に係る事業所税の納税義務者とし、当該施設に係る事業所税について、それぞれ当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の規定による指定自動車教習所 資産割額及び従業者割額の100分の50に相当する額
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該事業者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。))又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合における当該施設に限る。) 資産割額及び従業者割額に当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数の当該事業者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数に対する割合の100分の50を乗じて得た額
- (3) 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条に規定する酒類の販売業(卸売業に限る。)を行う者が当該事業に供する酒類を保管するための倉庫 資産割額の100分の50に相当する額
- (4) 法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの 資産割額及び従業者割額の全額
- (5) 農林中央金庫又は商工組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設 資産割額及び従業者割額の全額
- (6) 農業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。) 資産割額及び従業者割額の全額
- (7) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設 当該事業に直接従事する者に係る従業者割額の全額
- (8) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が当該家具に係る製品又は商品の保管のために要する施設 資産割額の100分の50に相当する額
- (9) 法第701条の41第1項の表の第14号及び第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、当該倉庫業者が市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が30,000平方メー

- トル未満のもの 資産割額及び従業者割額の全額
- (10) 野菜又は果実(梅に限る。)の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設 資産割額の100分の75に相当する額
- (11) ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造の事業を行う者(ねん糸、かさ高加工糸の製造の事業を行う者にあつては、専業に限る。)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、当該事業に係る原材料又は製品の保管(織物の製造の事業を行うものにあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設 資産割額の100分の50に相当する額
- (12) 粘土かわらの製造の事業を行う者が直接当該事業の用に供する施設のうち、原材料置場、乾燥場(成形場及び施ゆう場を含む。)及び製品倉庫 資産割額の100分の50に相当する額
- (13) 屋外に設置する水泳プール等季節的な事業に係る施設及びこれに付随する施設 資産割額の12分の10に相当する額
- (14) 事業所税を減免する他の施設との均衡を考慮して市長が特に事業所税の減免を必要と認める施設 市長が認める額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条から第7条までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納期限が到来する平成21年度以後の年度分の市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免について適用し、平成20年度以前の年度分及び施行日前に納期限が到来する平成21年度分の市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免については、なお従前の例による。
- 3 第8条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成21年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に係る事業所税の減免について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成21年前の年分の個人の事業及び平成21年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに係る事業所税の減免については、なお従前の例による。
(平成21年5月25日掲示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第44号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58

号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第32号ケを削り、同号コ中「細則」を「奈良市温泉法施行細則(平成14年奈良市規則第62号。以下この号において「細則」という。)」に改め、同号コを同号ケとし、同号中サをコとし、シをサとし、同項第40号中「別表第2の23」を「別表第2の22」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第45号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「大型ごみ収集作業又は大型ごみ収集作業に付随する作業で、担当業務以外のものに従事する」を「担当業務以外の大型ごみ収集作業に従事した」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第46号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号ア中「一般販売業(卸売販売業を除く。以下この号において同じ。)」を「店舗販売業」に改め、同号イ中「第27条において準用する法第7条第3項ただし書の規定による一般販売業の管理者」を「第28条第3項の規定による店舗販売業の店舗管理者」に改め、同号ウを削り、同号エ中「一般販売業及び特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同号中エをウとし、オからキまでをエからカまでとし、同号ク中「第72条の2」を「第72条の2第1項」に、「薬剤師の増員命令」を「業務の体制の整備命令」に改め、同号中クをキとし、ケをクとし、コをケとし、同号サ中「一般販売業及び特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同号中サをコとし、シからセまでをサからスまでとし、同号ソを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「平成18年改正法」という。)附則第2条に規定する既存一般販売業者に係る事務に関するこの規則による改正前の奈良市保健所長事務委任規則第2条第1項第7号の規定は、平成24年5月31日まで、なおその効力を有する。

3 平成18年改正法附則第14条に規定する者に係る事務に関するこの規則による改正前の奈良市保健所長事務委任規則第2条第1項第7号の規定は、平成18年改正法附則第14条に規定する当分の間、なおその効力を有する。

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第47号

奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則

奈良市薬事法施行細則(平成14年奈良市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(店舗販売業店舗管理者の兼務許可の申請)」に改め、同条中「第27条において準用する法第7条第3項ただし書」を「第28条第3項」に、「一般販売業管理者兼務許可申請書」を「店舗販売業店舗管理者兼務許可申請書」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

別記様式中「一般販売業管理者兼務許可申請書」を「店舗販売業店舗管理者兼務許可申請書」に、「第27条において準用する同法第7条第3項ただし書」を「第28条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第48号

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則

奈良市職員互助会規則(昭和40年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「給付」を「給付及び貸付」に改める。

第25条中「給付」を「給付、貸付」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 給付及び貸付

第28条第1項中「及び災害」を削る。

第29条を次のように改める。

(互助会貸付)

第29条 互助会は、会員に対し、生活支援資金の貸付を行うことができる。

2 前項の資金貸付に関し、必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

第30条第2項を次のように改める。

2 毎月の会費は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、その額が1,600円を超えるときは、1,600円とする。

(1) 500円

(2) 給料月額(会員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。)に1000分の2.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

附則に次の見出し及び2項を加える。

(給料月額の特例)

3 第30条第2項第2号に規定する給料月額については、同号の規定にかかわらず、奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)附則第6項、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)附則第5項、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)附則第17項、奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)附則第5項及び奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)附則第12項に規定する期間、それぞれの規定により減額された後の給料月額とする。

4 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)第2条第1項の規定に基づき派遣されている会員の給料月額については、第30条第2項第2号の規定にかかわらず、当該会員が派遣されている公益的法人等が定める期間、当該公益的法人等の定めにより減額された後の給料月額とする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第49号

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則(平成18年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の39」を「第115条の45」に改める。

第5条第1号中「第115条の38第1項第2号」を「第115条の44第1項第2号」に改め、同条第2号中「第115条の20」を「第115条の22」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第50号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する特別報酬の特例措置)

6 平成21年6月に支給する特別報酬に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とするのは、「100分の195」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第51号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則(平成元年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する特別報酬に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する特別報酬に関する第10条第6項の規定の適用については、同項中「100分の70」とするのは、「100分の62.5」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

告 示

奈良市告示第246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年5月18日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年12月10日 奈良市指令都整開 第08A-33号

<p>平成21年4月23日 奈良市指令都整開 第08A-33-1号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 (1) 開発行為 平成21年5月18日 第1168号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市藤ノ木台四丁目1番610</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良県天理市杉本町382番地1 長谷 隆生</p> <p style="text-align: right;">(平成21年5月18日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第247号</p> <p>次の事件を付議するため、平成21年5月26日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。</p> <p>平成21年5月19日</p>	<p style="text-align: right;">奈良市長 藤原 昭 記</p> <p>1 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて</p> <p>2 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正について</p> <p>3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(平成21年5月19日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第248号</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。</p> <p>平成21年5月19日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 藤原 昭</p>
--	---

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
野口 創		あんま	平成21年5月13日
登美ヶ丘治療院(野口 創)	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目1-1		

(平成21年5月19日揭示済)

奈良市告示第249号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年5月19日

奈良市長 藤原 昭

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	正木香菜子	まさき鍼灸整骨院(正木香菜子)	奈良県奈良市五条西一丁目17-8 西山ハイツ店舗西端号	平成21年4月20日
新	正木香菜子	まさき鍼灸整骨院 在宅訪問マッサージこころ(正木香菜子)	奈良県奈良市五条西一丁目17-8 西山ハイツ店舗西端号	

(平成21年5月19日揭示済)

奈良市告示第250号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年5月19日

奈良市長 藤原 昭

<p>1 名称 秋篠台自治会</p> <p>2 規約に定める目的 市及び各種団体との連携協調により、町の発展向上、会員相互の親睦を図り、明るい住みよい町を築くため努力することを目的とする。これを達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地区の振興、教育、保健衛生、環境整備、災害予防、</p>	<p>社会福祉等の各種事業を行う。</p> <p>(2) 婦人会、青年会、子供会等の組織に対する協力、助成を行う。</p> <p>3 区域 奈良市秋篠町1170番地、同1180番地、中山町45番地、同49番地、同51番地、同51番地の2、同78番地、同98番地の2及び99番地とする。</p> <p>4 事務所 奈良市秋篠町1170番地の81 秋篠台公民館</p> <p>5 代表者の氏名及び住所 中村 一規 奈良市中山町45番地の16</p> <p>6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無 いずれもなし</p> <p>7 代行者の有無</p>
--	--

なし

- 8 規約に定めた解散の事由
地方自治法第260条の20の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。
- 9 認可年月日
平成21年 5月19日
(平成21年 5月19日揭示済)

奈良市告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年 5月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年 4月10日 奈良市指令都整開 第09A-3号
平成21年 5月15日 奈良市指令都整開 第09A-3-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年 5月19日 第1169号
(2) 公共施設 平成21年 5月19日 第515号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町1708番1及び1708番5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中山町1353番地
今本スエ子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市中山町1708番5
(平成21年 5月19日揭示済)

奈良市告示第252号

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年 5月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱（平成9年奈良市告示第209号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 奈良県その他の団体から利子補給制度を利用していないこと。

附 則

この告示は、平成21年 5月20日から施行し、この告示による改正後の奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の規定は、同日以後に申請される利子補給金の交付について適用し、同日前に申請された利子補給金の交付について

は、なお従前の例による。

(平成21年 5月20日揭示済)

奈良市告示第253号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 5月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 5月20日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年 5月20日揭示済)

奈良市告示第254号

平成20年度市県民税第3期分及び第4期分、平成20年度固定資産税・都市計画税第3期分及び第4期分並びに平成20年度軽自動車税納期変更分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成21年 5月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 この督促状の発送年月日
- 市県民税
第3期分 平成20年11月20日
- 市県民税
第4期分 平成21年 2月20日
- 固定資産税・都市計画税
第3期分 平成20年12月19日
- 固定資産税・都市計画税
第4期分 平成21年 3月19日
- 軽自動車税
全期分 納期変更分 平成20年12月19日
納期変更分 平成21年 1月22日

- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略

(平成21年 5月20日揭示済)

奈良市告示第255号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年 5月20日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市柏木町519-9
申請者氏名	株式会社 新日本ハウス 代表取締役 梅原 孝博
道路の位置	奈良市四条大路五丁目200番1の一部
道路の幅員	最大4.15m 最小4.00m
道路の延長	30.47m
指定年月日	平成21年 5月20日
指定番号	第20017号

(平成21年 5月20日揭示済)

奈良市告示第256号

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年 5月22日

奈良市長 藤原 昭

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱（昭和63年奈良市告示第84号）の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (3) 本来の指定校以外の学校に就学している児童又は生徒で、次のいずれかに該当する者

ア 通学路の安全や自治会組織が分断される等地理的な条件を考慮して指定学校の変更の許可を得ている者で、本来の指定学校に就学する場合であつても前2号のいずれかに該当するもの

イ 奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）別表に掲げる奈良市立小・中学校通学区域検討委員会において小中一貫教育校（計画校を含む。）への通学が認められた者で、前2号のいずれかに該当するもの

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の制度に基づき通学費の助成を受けている者の保護者には、助成金を交付しない。

附 則

この告示は、平成21年 5月22日から施行し、この告示による改正後の奈良市立小・中学校遠距離児童・生徒通学費助成金交付要綱の規定は、同年 4月 1日から適用する。

(平成21年 5月22日揭示済)

奈良市告示第257号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 5月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 5月22日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 5月22日揭示済)

奈良市告示第258号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 5月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 5月24日
- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成21年 5月25日揭示済)

奈良市告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年 5月25日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
高浜医院	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	平成21年4月30日

(平成21年 5月25日揭示済)

奈良市告示第260号

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
高浜医院	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成21年 4月30日
高濱 靖	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目11-10		介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護
高浜医院	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	介護予防 訪問リハビリテーション	平成21年 4月30日
高濱 靖	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目11-10		

(平成21年 5月25日揭示済)

奈良市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 5月25日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人 高浜医院	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	平成21年5月1日

(平成21年 5月25日揭示済)

奈良市告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年 5月25日

奈良市長 藤原 昭

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 5月25日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人 高浜医院	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション	平成21年 5月1日 平成21年 5月1日

医療法人 高浜医院	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目1-31	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成21年5月1日 平成21年5月1日 平成21年5月1日
医療法人 高浜医院	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	介護予防 訪問リハビリテーション	平成21年5月1日
医療法人 高浜医院	奈良県奈良市千代ヶ丘二丁目1-31		

(平成21年5月25日掲示済)

奈良市告示第263号

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年5月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「第3条第1号及び第2号」を「第3条」に改める。

別表軽減割合の欄中

1 / 4
(老齢福祉年金受給者は1 / 2、税制改正に伴う経過措置対象者は1 / 8)

利用者負担額は28%（老齢福祉年金受給者は、53%）、食費、居住費及び滞在費は25%（老齢福祉年金受給者は、50%）

を
に改め、同表備考を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年5月25日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。

(経過措置)

2 有効期限が平成21年6月30日までの社会福祉法人等利用者負担軽減確認証については、減額割合中「1 / 4」とあるのは「28%」と、「1 / 2」とあるのは「53%」と読み替えるものとする。

(平成21年5月25日掲示済)

奈良市告示第264号

奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年5月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成12年奈良市告示第299号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

奈良市訪問介護利用者負担額免除措置事業実施要綱第1条中「利用者負担軽減対策」を「利用者負担免除対策」に、「軽減措置事業」を「免除措置事業」に改める。

第3条を次のように改める。

(対象者)

第3条 利用者負担額の免除対象者（以下「対象者」という。）は、本市が行う介護保険の被保険者で、かつ、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者

(2) 40歳以上65歳未満で、法第7条第3項第2号に規定する特定疾病によって生じた障害が原因で要介護者等となった者

第4条の見出しを「(免除内容及び方法)」に改め、同条中「別表に定めるところにより利用者負担額を軽減する」を「利用者負担額の全額を免除する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、市長は、前項に規定する額を対象者に代わって指定居宅サービス事業者等に支払う。

第5条第1項中「軽減を」を「免除を」に、「訪問介護利用者負担額軽減（更新）申請書」を「訪問介護利用者負担額免除（更新）申請書」に改め、同条第2項中「軽減」を「免除」に改める。

第6条第1項中「訪問介護利用者負担額軽減（更新）決定通知書」を「訪問介護利用者負担額免除（更新）決定通知書」に、「訪問介護利用者負担額軽減認定証」を「訪問介護利用者負担額免除認定証」に改める。

第7条中「軽減」を「免除」に改める。

第10条中「軽減認定」を「免除認定」に、「軽減を」を

「免除を」に改める。

第11条及び第12条中「軽減」を「免除」に改める。

別表を削る。

別記第1号様式中「訪問介護利用者負担額軽減（更新）申請書」を「訪問介護利用者負担額免除（更新）申請書」

に、
利用者負担額
軽減申請理由 を 利用者負担額
免除申請理由 に、

「軽減（更新）を」を「免除（更新）を」に改める。

別記第2号様式中「訪問介護利用者負担額軽減（更新）決定通知書」を「訪問介護利用者負担額免除（更新）決定通知書」に、「訪問介護利用者負担額軽減（更新）に」を「訪問介護利用者負担額免除（更新）に」に改める。

別記第3号様式中「訪問介護利用者負担額軽減認定証」を「訪問介護利用者負担額免除認定証」に、

軽減内容
(給付率) を 免除内容 に

改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成21年5月25日から施行する。
(適用区分)
- この告示による改正後の奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日以後に提供される訪問介護等に係る利用者負担について適用し、同日前に提供された訪問介護等に係る利用者負担については、なお従前の例による。
(経過措置)
- この告示の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成21年5月25日揭示済)

奈良市告示第265号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年5月25日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年5月25日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年5月25日揭示済)

奈良市告示第266号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年5月26日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年5月26日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年5月26日揭示済)

奈良市告示第267号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年5月27日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年5月27日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年5月27日揭示済)

奈良市告示第268号

平成21年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、つぎのとおり告示します。

平成21年5月28日

奈良市長 藤原 昭

- 基礎賦課額の保険料率
 - 所得割
基礎控除後の総所得金額等の100分の8.2
 - 被保険者均等割
被保険者1人につき26,400円
 - 世帯別平等割
1世帯につき24,600円
- 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - 所得割
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - 被保険者均等割
被保険者1人につき7,200円

- (3) 世帯別平等割
1世帯につき6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額の100分の2
 - (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき16,200円
(平成21年5月28日揭示済)

奈良市告示第269号

平成21年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月28日

奈良市長 藤原 昭

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円
 - (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 17,220円
 - (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円
 - (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 12,300円
 - (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円
 - (6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,040円
 - (2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
 - (3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,600円
 - (4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
 - (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,440円
 - (6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
 - (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		33,670 ^{千円}	627,191 ^{千円}	660,861 ^{千円}
	1 雑入	33,670	627,191	660,861
歳入合計		89,000	627,191	716,191

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

- 第1項第1号アに規定する額 11,340円
- (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 8,100円
- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,240円
(平成21年5月28日揭示済)

奈良市告示第270号

平成21年6月5日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市告示第271号

平成21年5月29日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成21年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 2 平成21年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成21年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成21年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算（第1号）

別紙

平成21年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ627,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ716,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3 繰上充用金		千円 -	千円 627,191	千円 627,191
	1 繰上充用金	-	627,191	627,191
歳出合計		89,000	627,191	716,191

平成21年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

平成21年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ750,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国民健康料		千円 9,648,184	千円 750,000	千円 10,398,184
	1 国民健康料	9,648,184	750,000	10,398,184
歳入合計		33,961,000	750,000	34,711,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰上充用金		千円 -	千円 750,000	千円 750,000
	1 繰上充用金	-	750,000	750,000
歳出合計		33,961,000	750,000	34,711,000

(註)「第11款 予備費」を「第12款 予備費」に改める。

平成21年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成21年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,528

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 102,080	千円 6,528	千円 108,608
	1 国庫負担金	102,080	6,528	108,608
歳入合計		350,000	6,528	356,528

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 6,528	千円 6,528
	1 繰上充用金	-	6,528	6,528
歳出合計		350,000	6,528	356,528

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,711,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算
(第1号)

平成21年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138,246

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 90,000	千円 138,246	千円 228,246
	1 使用料	90,000	138,246	228,246
歳入合計		90,300	138,246	228,546

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 138,246	千円 138,246
	1 繰上充用金	-	138,246	138,246
歳出合計		90,300	138,246	228,546

(平成21年5月29日揭示済)

奈良市告示第272号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	辻谷 絹恵 奈良市北之庄町53番地の2若草マンション201号	岡元 睦 奈良市北之庄町53番地の2若草マンション203号

2 変更の年月日

平成21年5月17日

(平成21年5月29日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令

奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1本部員の項中「市長公室長」を「市長公室長 市長公室理事(行財政改革担当)」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年5月29日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第17号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年5月25日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
総合土木建設 竹田興業	代表者 竹田 福三	奈良市八条一丁目787番地の5	平成21年 5月15日

(平成21年 5月25日揭示済)

奈良市水道局告示第18号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 5月25日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
阪奈サービス株式会社	代表取締役 井上 正司	奈良県宇陀市榛原区山辺三2493番地の1	平成21年 5月15日
竹田興業	代表者 竹田 浩子	奈良市八条一丁目787番地の5	平成21年 5月15日

(平成21年 5月25日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第10号

奈良市立認定こども園幼稚園運営委員会設置要綱を次のように定める。

平成21年 5月18日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市立認定こども園幼稚園運営委員会設置要綱
(目的及び設置)

第1条 奈良市立認定こども園幼稚園の円滑な運営を図るため、奈良市立認定こども園幼稚園運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 奈良市立認定こども園幼稚園の運営に関すること。
- (2) 奈良市立認定こども園幼稚園の教育活動、その他運営全般の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから奈良市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 奈良市PTA連合会の役員
- (3) 奈良市立認定こども園富雄南幼稚園の保護者
- (4) 奈良市立学校・園の教職員
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、運営委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、教育企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この告示は、平成21年 5月18日から施行する。

(平成21年 5月18日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第10号

平成21年 7月12日執行予定の奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに縦覧に供する期間は、次のとおりです。

平成21年 5月19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永進

1 被登録資格の決定の基準となる日 平成21年 7月 4日
ただし、年齢については、平成21年 7月12日

2 登録を行う日 平成21年 7月 4日

3 縦覧に供する期間 平成21年 7月 5日

(平成21年 5月19日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会平成21年5月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年5月20日

奈良市農業委員会
農政部長 中島信男

- 1 日時
平成21年5月29日（金） 午後1時30分から
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 報告
(1) 農業経営に関する意向調査の実施結果について
- 4 議題
(1) 平成22年度農業施策に関する要望書（案）について
(2) 第48号なら農業委員会だよりの編集について
- 5 その他

(平成21年5月20日揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年5月27日

奈良市災害対策本部長
藤原昭

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成14年奈良市災害対策本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市民生活部の項中「事務局第一班・事務局第二班」を「事務局班」に改め、同表企画部の項中「企画協力第二班」を「企画協力第二班・企画協力第三班」に改め、同表市民活動部の項中「市民参画班・市民活動第一班」を「市民活動第一班」に改め、「生涯学習班・体育施設班」を「生涯学習班」に改め、同表保健福祉部の項中「救助物資第九班・救助物資第十班」を「救助物資第九班」に改め、同表観光経済部の項中「観光経済協力第一班・観光経済協力第二班」を「観光経済協力班」に改め、同表建設第二部の項中「土木第三班」を「土木第三班・土木第四班」に改める。

第3条第2項中「市民参画班」を「市民活動第一班」に改める。

第4条第3項中「政策監及び」を削る。

第5条第3項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 市長公室部 市長公室理事
- (2) 総務調査部 会計管理者
- (3) 保健福祉部 保健福祉部理事

別表第1市民生活部の部事務局第一班の項中「事務局第一班」を「事務局班」に、「（危機管理課長）」を「（市民安全課長）」に、「危機管理課に」を「市民安全課に」に改め、同部事務局第二班の項を削り、同表市長公室の部中

「市長公室部（市長公室長）」を「市長公室部（市長公室長）《市長公室理事》」に改め、同

部市長公室協力班の項中「（情報公開課長）」を「（行政経営課長）」に、「情報公開課に」を「行政経営課に」に改め、同表企画部の部を次のように改める。

企画部 (企画部長)	庶務班 (企画政策課長)	企画政策課に所属する職員	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。
	企画協力第一班 (交通政策課長)	交通政策課に所属する職員	1 被災地環境保全に関する事。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 3 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。
	企画協力第二班 (環境保全課長)	環境保全課及び環境検査センターに所属する職員	
	企画協力第三班 (産業廃棄物対策課長)	産業廃棄物対策課に所属する職員	

別表第1総務調査部の部中「総務調査部（総務部長）」を「総務調査部（総務部長）《会計管理者》」に、同部総務協力第一班及び総務協力第二班の項を次のように改める。

総務協力第一班 (文書法制課長)	文書法制課に所属する職員	1 避難所（社会教育施設）の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。
---------------------	--------------	---

総務協力第二班 (情報政策課長)	情報政策課に所属する職員	1 避難所(社会教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。 2 情報設備の応急対策に関する事。 3 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。
---------------------	--------------	--

別表第1 市民活動部の部市民参画班の項を削り、同部市民活動第一班の項を次のように改める。

市民活動第一班 (市民活動推進課長)	市民活動推進課に所属する職員	1 ボランティア及び関係する団体の受入れ、連携並びに連絡調整に関する事。 2 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する事。 3 応急食糧の運搬及び配分に関する事。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。
-----------------------	----------------	--

別表第1 市民活動部の部市民活動第二班の項中「(文化振興課長)」を「(文化・スポーツ振興課長)」に、「文化振興課に」を「文化・スポーツ振興課に」に、「3 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。」を「3 所管施設の使用協力に関する事。」に改め、同部生涯学習班の項中「社会教育施設」の次に「及び集会所」を加え、同部体育施設班の項を削り、同表保健福祉部の部中

部救助物資第一班の項を削り、同部救助物資第二班の項中「救助物資第二班」を「救助物資第一班」に改め、同部救助物資第三班の項中「救助物資第三班」を「救助物資第二班」に改め、同部救助物資第四班の項を削り、同部救助物資第五班の項中「救助物資第五班」を「救助物資第三班」に、「(放課後児童施策課長)」を「(保育課長)」に、「放課後児童施策課及び」を「保育課及び」に改め、同部救助物資第六班の項中「救助物資第六班」を「救助物資第四班」に改め、

保健福祉部 (保健福祉部長)	を	保健福祉部 (保健福祉部長) 《保健福祉部理事》	に改め、同
-------------------	---	--------------------------------	-------

救助物資第七班 (保護課長)	保護課に所属する職員	1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関する事。 2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関する事。 3 罹災による死者の収容に関する事。	を
-------------------	------------	---	---

救助物資第五班 (保護第一課長)	保護第一課に所属する職員	1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関する事。 2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関する事。 3 罹災による死者の収容に関する事。	に改め、同部中
救助物資第六班 (保護第二課長)	保護第二課に所属する職員		

救助物資第八班 (介護総務課長)	介護総務課に所属する職員	を	救助物資第七班 (介護福祉課長)	介護福祉課に所属する職員	に改め、同部救助物資第十
救助物資第九班 (介護福祉課長)	介護福祉課に所属する職員		救助物資第八班 (介護認定課長)	介護認定課に所属する職員	

班の項中「救助物資第十班」を「救助物資第九班」に改め、同表観光経済部の部観光経済協力第一班の項中「観光経済協力第一班」を「観光経済協力班」に、「(観光振興課長)」を「(観光交流課長)」に、「観光振興課に」を「観光交流課に」に、「4 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。」を「4 外国人居住者に関する連絡及び調整に関する事。」に改め、

「4 外国人居住者に関する連絡及び調整に関する事。」に改め、
5 国際関係に関する連絡及び調整に関する事。
6 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。」
同部観光経済協力第二班の項を削り、同表建設第二部の部

中

「	土木第三班 (道路建設課長)	道路建設課に所属 する職員	を に
	土木第四班 (街路課長)	街路課に所属する 職員	

改め、同表教育部の部学校教育班の項中「学校教育課に」を「学校教育課及び教育センター準備室に」に改め、同表消防部の部警防第二班の項中「(救急救助課長)」を「(救急課長)」に、「救急救助課に」を「救急課に」に改める。

附 則

この告示は、平成21年5月27日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成21年5月27日揭示済)